

## 南大東空港事務所からのお知らせ

南大東空港周辺では、航空の安全を確保するため一定の空域（図面区域）を障害物が無い状態にしておく必要があり、高さ制限（**進入表面・転移表面・水平表面**）を設けています。（**航空法第49条**）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用クレーンの使用を行う場合は、事前に**南大東空港事務所**までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか、否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

なお、物件等には、**TVアンテナ・看板・電線・電信柱**、或いは上空に浮揚する**アドバルーンやドローン**等も 該当します。

航空の安全確保を図っていくため、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

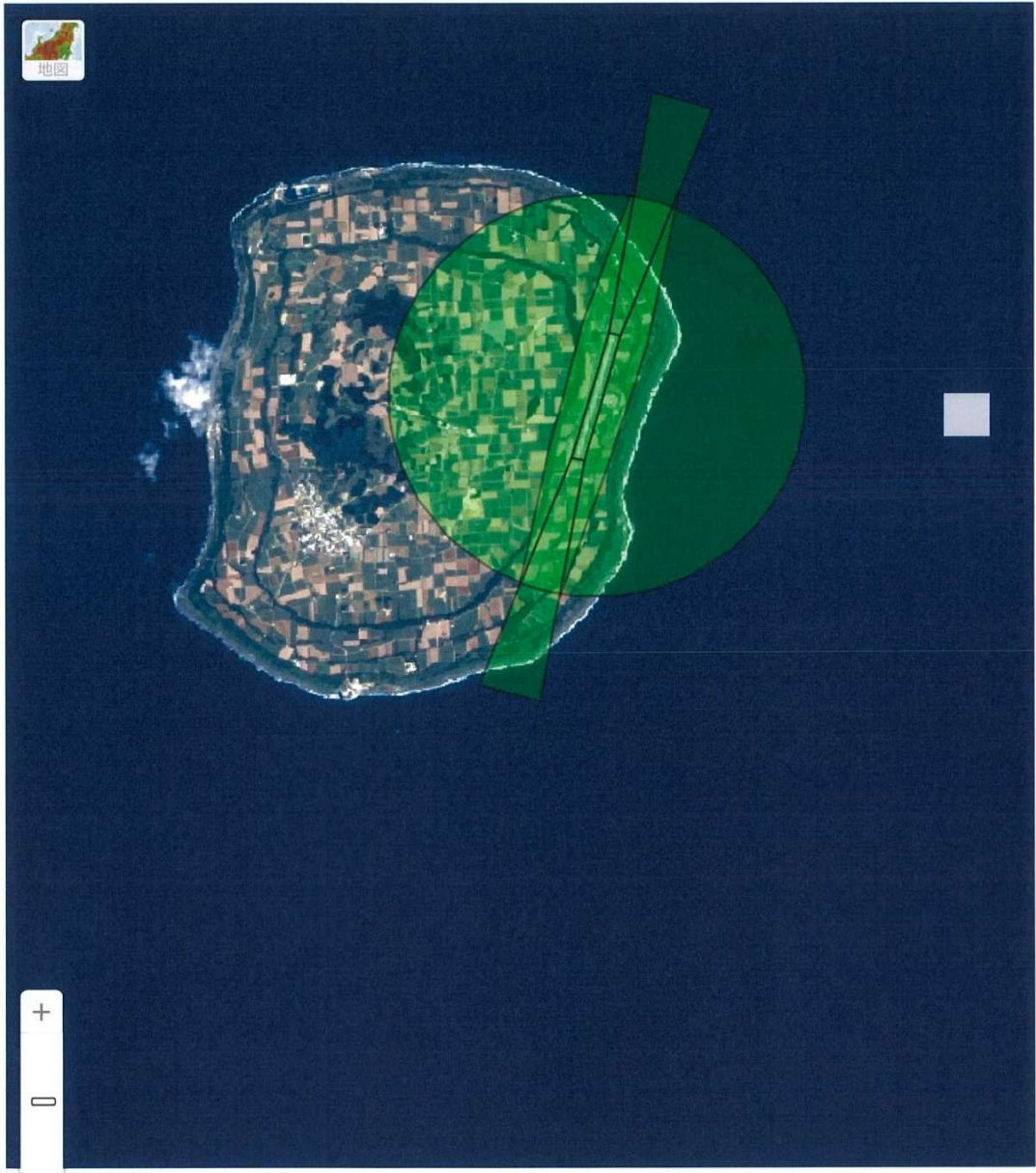
詳しくは、下記の**南大東空港管理事務所**まで、お問い合わせください。

※お問い合わせ先

南大東村役場 空港課 南大東空港管理事務所

TEL 09802-2-2716

メール [md-kuko@vill.minamidaito.okinawa.jp](mailto:md-kuko@vill.minamidaito.okinawa.jp)



1 km